

第45回 「個性ある図書館」展示

あなたの年金は どうなっていますか？

展示期間 10月27日～12月26日

展示場所 南台図書館2階 展示コーナー

あなたの年金はどうなっていますか？

年金手帳

平成27年から29年の間に年金制度に関する大きな改正がありました。

1. 受給資格期間（年金をもらうのに必要な納付期間）の短縮
2. 厚生年金の適用拡大（短時間労働者も条件次第で厚生年金に加入可能）
3. 厚生年金と共済年金の統合

今までもらえないとあきらめていた人も、年金がもらえるようになるかもしれません。自分の年金について、もう一度考えてみませんか？



中野区立南台図書館

03-3380-2661

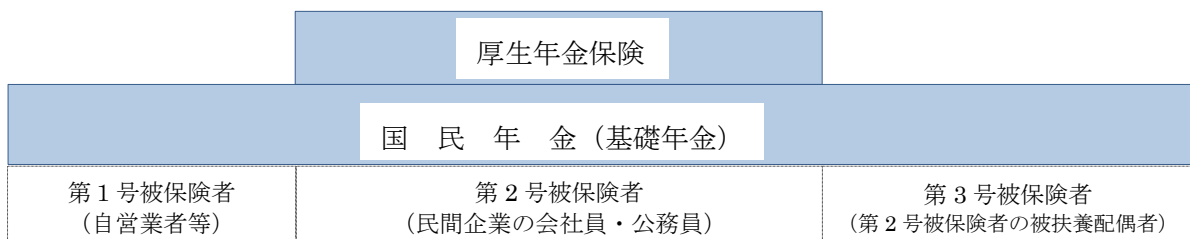
1. 受給資格期間とは

人生 100 年といわれ始めていますが、老後の生活を支える大きな収入が公的年金です。受給資格期間とは将来年金をもらうために必要な加入期間をいいます。国民年金は 20 歳から 60 歳までのすべての人が強制加入となっています。

国民年金には下の図 1 のように 1 号から 3 号という分類がありますが、通算して 40 年間加入していた人は 65 歳から満額の基礎年金が支払われます。ただ 40 年という長期にわたるため、従来は最低 25 年の加入期間があれば基礎年金が支払われることになっていました。ところがそれでも年金をもらえない人が多いため、平成 29 年 8 月から加入期間が 10 年あればよいことになりました。国民年金や厚生年金、そして免除になる手続きをした期間などの合計が 10 年あれば、加入の期間に応じた年金が支払われます。

対象となる人には日本年金機構から書類が郵送されて、手続きをすることになります。老齢基礎年金がもらえない人は上乘せである老齢厚生年金ももらえない仕組みになっているので、めんどろがらずにこまめに手続きをしましょう。

年金の種類と主な対象者（図 1）



収入が減る・失業したなどの経済的理由で、国民年金の保険料が納められなくなった時のために免除や納付猶予という制度があります。

免除は前年の所得が一定額以下の時に申請書を提出して承認されれば、全額または一部を納めなくて済む制度です。

納付猶予は本人と配偶者の所得が低い時に、申請後認められれば納付が猶予される制度です。学生納付特例は大学・短大・専門学校に通う学生本人の所得が一定以下であれば保険料を納めずに済みます。

納付、免除・猶予・特例、未納のおもな違い（図 2）

	老齢基礎年金を受けるための加入期間	老齢基礎年金額への反映	障害・遺族基礎年金を受けるための加入期間
納付	○ 加入期間になる	○ 反映される年金額の全額	○ 加入期間になる
全額免除	○ 加入期間になる	△ 反映されるが減額あり 年金額の 1/2	○ 加入期間になる
一部免除	○ 加入期間になる	△ 反映されるが減額あり 年金額の 5/8～7/8	○ 加入期間になる
納付猶予	○ 加入期間になる	× 反映されない	○ 加入期間になる
学生納付特例	○ 加入期間になる	× 反映されない	○ 加入期間になる
未納	× 加入期間にならない	× 加入期間にならない	× 加入期間にならない

前頁の図2のような救済措置がありますので、納付が困難な状況になった時は年金事務所に相談してみましょう。状況が改善したときは追納という制度もあります。ただし、追納は10年たつと時効になって払えなくなるので早めの対応が必要です。



2. 厚生年金の適用拡大

厚生年金は株式会社などの法人や個人事業で従業員が常時5人以上の会社に勤めている人（個人事業主は除く）は強制加入になります。フリーター、パート、アルバイト、見習いなどの呼び名にかかわらず勤務時間や勤務日数が下記の条件にあてはまる場合は、加入が義務づけられています。専業主婦が減ってパートなどで働く人が増えたことにより、平成28年10月からは厚生年金の加入要件が拡大されました。

加入要件	① 週20時間以上	② 月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）	
	③ 勤務期間1年以上見込み	④ 学生は適用除外	⑤ 従業員501人以上の企業

この条件をクリアできる人は厚生年金に加入できるようになりました。将来基礎年金に加えて厚生年金がもらえる人が増えることとなります。



3. 厚生年金と共済年金の統合

被用者年金制度の一元化等を図る改正法が平成24年8月に成立したことを受けて、平成27年10月からそれまで共済年金に加入していた公務員が厚生年金に加入することになり、基礎年金の上乗せで部分が厚生年金に統一されました。保険料率（上限18.3%）も統一され、共済年金独自で行われていた「職域加算」は廃止されました。

・厚生年金第1号被保険者	民間企業の従業員	・厚生年金第2号被保険者	国家公務員
・厚生年金第3号被保険者	地方公務員	・厚生年金第4号被保険者	私学教職員

第1号の旧厚生年金加入者は昭和16年4月2日以降に生まれた男性（女性は昭和21年4月2日以降生まれ）から段階的に支給開始年齢を引き上げることが行われています。

第2号から第4号の旧共済年金加入者は男女とも同じ年齢から支給が開始されます。昭和25年10月2日生まれの人65歳になった時に老齢厚生年金が支給開始になります。平成27年9月までの加入期間については、報酬比例部分に職域加算を含むものになります。

また、平成27年10月1日から新しく公務員等の退職給付の一部として「退職等年金給付」が新設されました。65歳からの支給開始ですが60歳からの繰上げ支給や70歳までの繰下げ支給が可能となります。支給形態は半分が終身退職年金でもう半分は支給期間が原則20年（本人の希望で一時金や支給期間10年の選択が可能）の有期退職年金です。

もし年金受給者が死亡した場合には、終身部分の支給は終了となり有期部分の残りは遺族一時金として遺族に支給されます。

なお、服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為に対する支給制限措置が導入されています。

参考文献：『図解いちばん親切年金の本』清水典子/監修 ナツメ社

『図解わかる年金』中尾幸村/著 新星出版社

『図解でわかる社会保険いちばん最初に読む本』山田芳子/編著 アニモ出版



展示資料の紹介

『図解いちばん親切な年金の本』

清水 典子／監修 ナツメ社 2018年
364.6 ズ 18



年金に関する疑問を「年金の基礎知識」「老齢給付」「障害・遺族給付」というテーマにポイントを絞って、マンガとともにわかりやすく解説しています。「年金はもらえるのか?」「厚生年金と共済年金に加入していたが手続きはどうしたらいいのか?」など改正された為に複雑になってしまったことについて調べやすくなっています。

老後の大切な生活資金である年金について知ることで、安心して楽しい生活設計を描きませんか?



『おひとりさまの老後を楽しむ処方箋』

阿部 絢子／著 主婦の友社 2017年
590 ア

繰り上げ受給をしたことで手取り5万円の年金生活となった著者は64歳のときに就職活動し、資格こそはあるが経験はゼロだった薬局での仕事を開始。

70歳を超えた今も仕事を続けている著者から、日々の生活を楽しむヒントを教えてもらえる1冊です。

年金はいくらもらえるの?もらえないのでは?と不安になることよりも大切なことが見えてくるかもしれません。



年金 図書リスト



書名	著者	出版社	出版年	請求記号
それでも年金は得だ	岡 伸一/著	旬報社	2018	364.6 才
公的年金ガイドブック	原 佳奈子/著	金融財政事情研究会	2018	364.6 ハ 18
60歳を迎えた人の厚生年金・国民年金Q&A	服部 営造/著	ビジネス教育出版社	2018	364.6 ハ 18
もらえる年金が本当に分かる本	下山 智恵子/著	成美堂出版	2018	364.6 シ 18
マンガでわかる！年金のすべて	内山 晃/監修	成美堂出版	2018	364.6 マ 18
あなたの年金	椎野 登貴子/著	ブティック社	2018	364.6 シ 18
社会保険ブック		健康と年金出版社	2018	364.3 シ 18
これ一冊でぜんぶわかる！年金のしくみともらい方	小林労務管理事務所/著	ナツメ社	2018	364.6 コ 18
あなたの年金がすべてわかる	西村 利孝/監修	自由国民社	2018	364.6 ア 19
生涯で1千万円以上も差がつく！年金を増やす社労士推奨の裏ワザ	わかさ出版/編集	わかさ出版	2018	364.6 シ
社長、あなたの年金、大損してますよ！	奥野 文夫/著	WAVE出版	2018	364.6 才

リストに載っていない資料もございますので、展示コーナーをご覧ください。



年金について調べてみよう

年金についてより知識を深めたい方のために、ここでは、年金についての資料・情報の調べ方を紹介します。

1. 情報検索のキーワード

年金について調べる際に幾つかのキーワードがあります。これらを使うことで、より効率的な調べ方ができます。

年金/国民年金/公的年金/個人年金/国民年金法/厚生年金/共済年金/世代間扶養/少子高齢化/社会保険庁/日本年金機構/年金事務所

2. 基本的な情報を調べる

イ. 用語・データを調べる

資料情報	請求記号	所蔵館
世界大百科事典 平凡社 2007年（便覧のみ 2009年）	031 セ 34	南台図書館 （館内閲覧のみ）
現代用語の基礎知識 2018 自由国民社 2018年	031 ゲ 18	南台、中央図書館 （館内閲覧のみ） 野方図書館
社会保障便利事典 平成30年版 週刊社会保障編集部編 法研 2018年	364 シ 18	上高田図書館

ロ. テーマの棚を調べる

分類記号	分野	分類記号	分野	分類記号	分野
364.6	年金	366.4	企業年金	591	家庭経済

ハ. 年金に関する図書を調べる

資料情報	請求記号	所蔵館
図解でわかる社会保険いちばん最初に読む本 山田 芳子/編著 アニモ出版 2018年	364.3 ヤ	南台図書館
図解いちばん親切的な年金の本 清水 典子/監修 ナツメ社 2018年	364.6 ズ 18	南台図書館 東中野図書館
年金ポケットブック 近代セールス社/編 近代セールス社 2018年	364.6 ネ 18	南台図書館 東中野図書館

★中野区立図書館の資料を探す

- ・ 図書館内の「館内利用者用検索機」(OPAC)
- ・ 中野区立図書館ホームページ→<https://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/index.asp>

★東京都内公立図書館で所蔵されている図書を探す

- ・ 東京都立図書館ホームページから入ります→<http://www.library.metro.tokyo.jp/>

★雑誌・新聞を探す

- ・ 原紙(朝日・毎日・読売・産経・東京・日経)→南台図書館1階新聞コーナーにあります。
毎日新聞縮刷版→南台図書館1階カウンター横にあります。

3. 関連機関のご案内

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

<http://www.nenkin.go.jp/>



受付窓口 電話による相談(ねんきんダイヤル)

TEL : 0570-05-1165 (ナビダイヤル)

TEL : 03-6700-1165 (050 から始まる電話の場合)

*ねんきんネットサービス(要登録申請)の利用は上記のサイトからとなります。

※電話での一般的な年金に関するお問合せ・ご相談はねんきんダイヤルへ
国民年金と厚生年金の受給や資格についての相談は、年金事務所や年金相談センター
で受け付けしています。

厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 第5号館

TEL : 03-5253-1111

<http://www.mhlw.go.jp/> →サイト内の【年金】日本年金機構関係をクリック

中野年金事務所

〒164-0001 東京都中野区中野 2-4-25 TEL : 03-3380-6111

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前 8:30～午後 5:00

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/217500/d002358.html>

※相談に必要なもの

- ・ 年金証書、振込通知書、年金手帳など、ご本人であることを確認できるもの
- ・ 日本年金機構から、最近送付された書類など
- ・ 本人以外の方が相談に行くときには委任状が必要です。委任状は、特に決まった用紙はありません。ご本人の年金手帳または年金証書に記載されている基礎年金番号と、住所、氏名、生年月日、依頼する内容、本人が行けない理由と、依頼される方の氏名、住所、本人との関係を書き、本人の印鑑を押してください。



南台図書館からのお知らせ



★クリスマス会★

絵本や紙芝居の読み聞かせと、簡単な工作をします。

どうぞお楽しみに！！

日時：2018年12月15日（土） 午後2時～3時

会場：南台図書館2階 おはなしのへや

対象：小学校低学年位まで

☆申し込みは不要。直接会場までお越しください。

